

第5回ハラスメント調査特別委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年8月24日（月）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和2年8月24日（月）午前10時54分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 永徳 省二君 2 番 大森 進次君 3 番 佐藤 武君
5 番 光成 良充君 11 番 松田 勲君 13 番 福木 京子君
- 5 欠席委員
な し
- 6 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 主 査 細川 伸也君
- 7 協議事項 1) ハラスメント調査について
・ 調査結果報告について
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（佐藤 武君） ただいまから、第5回になります、ハラスメント調査特別委員会を開会します。

それでは、これから協議事項に入ります。

まず、ハラスメント調査についてですけれども、前回、前々回の委員会で、参考人及び委員外議員から意見聴取を行いまして、調査対象事案に係る状況等の確認及び行本議員の議会議員の責務に関する認識についての確認を行いました。当委員会の調査事項について一通りの内容確認ができましたので、本日は調査結果の報告をどのようにまとめていくかについて協議をしていただきたいと思いますと思っております。

本日の委員会の資料としましては、お手元にお配りしているので確認していただきたいんですが、障害者基本法、障害者総合支援法、同法施行規則、報告書の構成案ということでお配りしております。この中で、調査のまとめなんですけれども、大きく4項目に分けさせていただきました。

1として調査に至る経緯、2として特別委員会の設置、3として調査内容、(1)として参考人、就労支援B型事業所からの聴取内容、(2)として行本恭庸議員からの聴取内容——これには2項目の調査項目がありますので——アとして清掃業務について、イとして議員の責務、倫理観について、それから最後に委員会としての調査結果をまとめていければいいなということで、大まかの形を示させていただきました。

まず、このまとめ方についての御意見があればお伺いしたいと思いますので、よろしく願います。

○委員（福木京子君） ちょっとよろしいですか。

○委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○委員（福木京子君） まとめ方はいいと思います。それで、資料が出て、障害者のこういう法律の分が添付資料であるんですが、障害者のそういう問題の理解と、それから行本議員から聴取したアとイの議員の責務、倫理観、ここにもあるんですけど、やっぱりハラスメントというんか、昨年5月にハラスメントの関連法が成立して、ことし1月1日にパワーハラスメントに関しても施行されたというこういう結果が社会的にはある中で、まああるんだけど、その辺はどういうふうに扱うか、あくまでも障害者の方の就労のこの分を主にやって、それに対する議員のそういうハラスメントがあったという、そういうふうに行くんですかね。問題の取り上げ方がどういうふうにいけばいいのかなと、この資料だけ見て思った。障害者の方の資料だけなんで、国、それから今の情勢のそういう状況も一方ではある中で、こういう問題が起きてくるんでというふうなことになってくるんじゃないかなあと思うんですが。

○委員長（佐藤 武君） そうですね。調査委員会、委員会の名称が、まさしくハラスメントということなので、福木委員も本会議でハラスメントの法律施行についても一般質問されてま

したよね。

○委員（福木京子君） してない。

○委員長（佐藤 武君） まあまあそれはごめんなさい、私の勘違いかもしれない。

それで、きょうお示し、資料としてお配りしたのは、いわゆる支援B型の施設として、これは行政も積極的に取り組んでいかなければならないという障害者、障害児のための就労場所の確保という部分で、こういう法律があるんですよと、施行規則はあるんですよということで、委員の皆さんに十分理解していただきたいという意味で配付させていただいたということで。今回は、ハラスメント法についてはちょっとこちらに置いてという形で、あくまで障害者に対するハラスメントであったことから、こういう法律もあるんですよと、この法律については、委員会としての調査結果のまとめの中にもこれに違反するような行為をしたんですよということで。また、行本議員がこの法律を認識してるかどうかについても確認をすればよかったんですけど、ちょっと御本人を委員外議員として呼んだときにはここまで確認ができなかったという部分で、若干残念な気持ちはあるんですけど。多分お示ししても、いい御回答というかなかったのかなあという思いはしますけれども。とりあえず報告書の中で認識がされたかどうかも含めて、知識があったのかどうかについて、確認の手だてがないんですけど、そこらも盛り込んでいきたいなど、こういう法律があるんですよということを報告の中に入れてたいと思います。

○副委員長（松田 勲君） ちょっと。

○委員長（佐藤 武君） 松田委員。

○副委員長（松田 勲君） 皆さん、障害者基本法というのが出てるので、1回目を通していただければと思うんですけど。私は、この中でポイントを見る限りでは、例えば障害者基本法というのがあって、第3条ですね、第3条の1に、全ての障害者は社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることっていうのが出ております。その次に、2ページ目に、基本理念の下のほうに、障害者及び障害児にとって、日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。観念とかそういったものを除去しなければならないということを書いています。それで、第5条には、就労の継続支援ということも出ております。最後のところに、最後の第6条の2のほうに、今回の就労継続支援B型でございますが、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援ということに、こういうふうに出ておりますので、今回の行本議員の行動はこれを全て否定するような感じを受けます。特に、もたもたするような、トイレとかそういったところをさすなという旨のことを言ったと思います。草むしりとかお風呂の掃除とか、そういうふうに決

めつけてやってることは、最初の2ページのところです、そういった観念とかそういったものを除去しなければならないのに、それを行本議員の観念でそっちのほうをせえと。でも、本当の就労は、社会の一員として参加できるように、ある意味でそういった訓練とかそういったことができるようにするのが、今回の障害者基本法の中に含まれてると私は思います。そういった意味では、そういった就労の機会とかチャンスとか、そういったものを否定するような言葉であったようにこれを見ると思うんですが、皆さん、いかがでしょうか。

○委員長（佐藤 武君） 今、松田委員からも発言がありました。やはりこれが改めてこういう法律がある中で、これがインターネットでも載ったら一斉非難を受けるんじゃないかなあと、逆に。となれば、赤磐市議会そのものも批判されるのがもう目に見えてますね、これはね。そういうことで、改めて我々委員としても認識をする内容だと思います。そういうことで、この法律についても、委員会報告の中へ取り入れていきたいというふうをお願いしたいと思います。

それから、法律については、特に皆さんありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） じゃあ、こういう取りまとめ、概要でいかせていただきたいと思います。

それで、最終的に、いわゆる行本議員に対する措置要求といいますか、委員会報告として結論はどういう形にするか。福祉施設のほうは、所長さんが言われた一番の希望というのは、清掃事業についてもとどおりの形に復していただきたいということが、もう本当に一番の希望なんですということを言われてました。そうした中で、一議員、行本議員に対する対応をどうこうということは、もう一切考えてないんですという発言があったと思います。そうした中で、そうはいつでも、特別委員会を設置したハラスメントについては、3月でしたか、松田委員が提案説明をして、ハラスメント根絶に関する決議まで赤磐市議会としてはしたということ踏まえて、行本議員に対してただ単なる反省を求めるといようなことだけでいいのか、かといって物すごく大々的にやったときに、施設のほうに、まあ施設の側としては、確認はしてないですけど、そっとしておいてほしいという思いもあるのかなという気がしたんで、例えば辞職勧告決議をした場合に、施設にメディアが取材に行ったりして迷惑がかからないかなという思いもあるんですけども、何かをしないと特別委員会を設置までしたのに、反省を求めるとい部分だけでいいのかというあたりで、皆さんの御意見をいただければなと思います。どういう形でいくか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） もうこの間の行本議員に対する聴取のときに、本人は反省してるとかっていう言葉を言いながら、実際に語ってることはほとんど反省してないですよ。例えば、赤磐市基本条例に関しましても読んでませんと、もうとんでもない話で、だからこれから勉強して頑張りますって言いながら、ハラスメント委員会には、研修には参加しない。もうとんで

もない話なんで、言ってることとやってることがむちゃくちゃですから、単純に反省を促すというレベルでは、とてもじゃないけど変わらない。もうはっきりと何らかの懲戒的な決議をすべきやというふうに思います。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

ほかにありますか。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 懲戒決議もいろいろありますよね。だから、その中でどうするかというところになってくると思うんですけど。確かに反省が見られないと、研修会も参加されなかったと。だから……。

○委員長（佐藤 武君） 研修会を欠席した理由は何でしたかね。

○委員（大森進次君） ドコモに行くのを1時半に約束しとるからそっちに行かにゃあいけん。

○委員長（佐藤 武君） 正式な理由で、事務局、よろしいですか。いやいや、ちゃんとした理由を聞いとかないと。理由、言えないですか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 一応、欠席届は出ております。所用のためという理由になっておりました。

○委員長（佐藤 武君） 所用のためと言いながら、大森委員はドコモの修理というのはどこで聞かれたんですか。まあまあ、ごめんなさい、職員のあれだから、所用のためということでここはとどめましょう。いずれにしても、私が言わせてもらった百条委員会にしても、4月臨時議会にしても、一身上の理由によると、一身上の都合か、それで改めて理由をお聞かせください言うたら、あれ何言うたかな、言えませんというて言うたんかな。

○副委員長（松田 勲君） 最初はそういう答えでした。

○委員長（佐藤 武君） 最初は。

○副委員長（松田 勲君） 後のほうは何か忘れたとか。

○委員長（佐藤 武君） いや、忘れたというか、例えば忘れたというのは、百条委員会で委員会が開催される日を忘れたと、それで下山委員長に連絡したら、もうきょうはええわと言われてということと言われとったと思うんですけど、まあまあそれはいいとして。本当に永徳委員の言うように反省のかけらもない、これから頑張るという意識もないと、僕も思うんですけど。そういうことで、懲戒決議といいますか、懲戒についてもいろんな文書訓告であるとか、議員に対しての文書訓告はないのかなと、職員はあるんですけど、基本ほとんどは議員辞職勧告かなあと。出席停止というのもありますけれども、それは議員辞職勧告が一番議員にとってはいかかなと。除名というのは、もう本当にいよいよ議員をやめさせる最高の判断ですか

ら、それこそ熊本市議会の女性議員が除名されて、でも結局は最終的に県知事の救済によってまた復職しましたがけれど、そこはいいんですけど。そういうことで、辞職勧告。

○委員（福木京子君） ちょっといいですか。

○委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 辞職勧告の前のあれというのは何ですかね。本会議で謝罪するのがありましたかね。何か何種類かありましたね。

○委員長（佐藤 武君） 謝罪発言を委員会として求めるということも、なきにしもあらずかなど。今回、倫理条例で検討してます中には謝罪と、本会議における謝罪というのがあったかなと思うんですけど。

○委員（福木京子君） いいですか。

○委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 何かそのところが、辞職勧告のとこまでいくかどうか、やっぱり本会議できちっと謝罪して、反省してもらおうというところ、そうやってやはり謙虚な気持ちで研修会なんかあったらきちっとこう、勉強するという一応言葉で言うとなだから、それを実行してもらわにゃいけんと思うんですよね。反省は見られんけど、短期間の動きとして反省が見られんけど、それにしても、もうまだ何か本人のあれではちょっとくすぶつとるようなところがあって、議長に対する何かそういう反発みたいなのもちらっと言葉であったり、いろいろあるとは思んですけど。辞職勧告までいくかどうか、ちょっとそこはみんなで議論したほうがいいんじゃないかなあと私は思います。

○委員長（佐藤 武君） ただ、議場で、こちらが判断することじゃないかもしれないんですけど、謝罪を求めますという委員会の結論を出しました、それでいざ本会議でハラスメント調査特別委員会の報告をしました、それじゃあそれで発言が自主的にされるかというのが保証の限りではない。もし謝罪の発言もなかったときに、もうそれで終わってしまうということはありませんね、十分ね。謝罪をしなかったら、その後に辞職勧告決議を出すという形もないことはないですね。謝罪という前提条件をつけて、それに従わなかった、まあ議場のあれですから、委員会報告が終わって、自主的に議長が発言求めますという形でいくのかどうかは別として、そこで今回の件についてはという発言で謝罪の話があれば、それで委員会としてはよろしいでしょうということになるんだけど、それがなかったときに、それじゃあ再度辞職勧告決議をすぐに出すかという流れもなきにしもあらずですね、と私は考えるんです、私の考えだけじゃいけんのじゃけど。

○委員（永徳省二君） いいですか。

○委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 反省を求めても、恐らく無理。例えば、行本議員の発言で、佐藤委員長が、会議の途中で、わしは帰る、こんなもんはやっとれんわというのを何遍も言うとります

と、本人何遍も言うとりますと言ってるんですよ。それから、この会には出なきゃいけないのじゃあとか、そういうようなもんじゃねえと、そういうもんじゃねえともうはっきり断言してます。それで、全てが出にゃいけないようなもんじゃねえと私は考えておりませんからと、もうこのレベルですからとても反省するとは思えない。だから、私は、辞職勧告までいなくても、例えば議員辞職に値するとかっていう結論は、この会議で出すべきっていうふうに思います。

○委員（光成良充君） はい。

○委員長（佐藤 武君） 光成委員。

○委員（光成良充君） 1個確認をしたいんですけど、前回行本議員に意見聴取をしたときに、本人は謝罪に行く気はあったってというふうに言われたんですよ。それで、それが本人の記憶も定かではないんだけど、行くのに対して行かれた後にその話をしたのか、行く前に話をしたのかは記憶が定かではないと言われたんですが、始まる前に議長にでも聞いとけばよかったんですけど、そういう申し出があったのかどうか、行本議員から。それで、議長は、今回は行かなくてもいいよっていう話をしたのかどうか、何かそういうふうな話をされたので、その辺確認をしとけばよかったのかなあと。その時点では、本人は謝罪に行く気はあったのかなあというふうには受け取れるんですよ、そこの話の中では。ただ、それを差し引いたとしても、1月15日のトイレで暴言を吐かれたというようなことを、そのときの感情のままに言ったことで、その後反省や謝罪があれば、多少は許されるものではなかったのかなあと、ここまで大きな話にはなってなかったのではないかなと思うんですけども。その後3月16日の全協での発言であったり、8月7日に意見聴取したときの発言では、先ほど永徳委員も言われたんですが、反省してるって言いつつも、聞いているほうからしたら開き直りか逆ギレのような話しかされてないので、受け取ったほうからしたらもう反省はしてないのではないのかなあと。口では反省してますよって言いながら、そういうような態度、発言では、反省をしてるようには受け取れないと。発言の中でも、基本条例については勉強していきますよとかそういうことを言われるんですけど、私はもう先が短いんだからとかというような発言もあり、ああ、この人はもうこのまま日々過ごしていけば、来年の3月では改選になるんで、そこまで視野に入っていない、そこまでしか視野にないのかなあと。今後の議員としての活動っていうのは、自分の思うままに、発言の中にもありましたけど、私は自分の考えでそのままやっていくんじゃけえ、強制的に出席せえとか言われても私は出ませんよとかそういうような話をされると、最初に委員長が言われた、行本議員個人だけの問題ではなく、赤磐市議会全体の見識を疑われるようなことになってくるのではないかなあと。それで、私、きょう始まる前にいろいろ調べてみたんですけど、先ほど言いました除名っていうのもありますよっていうのは言われましたけど、はっきり言って1人の議員によつてのこの行動が、全体的なものに対しての及ぼす影響が大きいのであれば、私は除名も考えてもいいのかなと思いました。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

○委員（永徳省二君） いいですか。

○委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 今の光成委員の話ですけど、行本議員はこう発言してます、そのときすぐに行っておけばよかったんでしょうけど、いまだに行っていないんですからどうしようもないですよと、もうみずからどうしようもないですと、こういう発言してます。

○委員長（佐藤 武君） そうです、まさしく。大森委員、何かありますか。

○委員（大森進次君） はい。

○委員長（佐藤 武君） 大森委員。

○委員（大森進次君） 私も皆さんが言われるように、辞職勧告、出席停止とかといういろいろなことがありますけども、話の内容を聞いてるときも、全くそういったことに対する反省がないように思いました。やっぱり議員の立場として人から選ばれとる人間なのに、ああいう態度をとる。この前の全員協議会するときでも、議長が言われて、そういう発言はやめなさいと言うたにもかかわらず変えない、変わらないっていうようなこと。何回もこういうふうに伝えておるにもかかわらず、変わってこないっていうのであれば、もう辞職勧告ぐらい、皆さん言われた、永徳委員言われた、光成委員も言われてる、皆さんそういう思いがあろうと思いますけど、そういったことでもしていかないと変わらないんじゃないかなあっていうふうに思います。以上です。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

副委員長。

○副委員長（松田 勲君） 私もいろいろ前回の調査のときに、本当に反省されとったら、反省の誠意の言葉があれば、まあいいかなと思ったんですけど、正直ないなど。それで、もう議長とか局長の悪口を言うような、何か矛先を変えて、自分じゃなくって、今まで3月までほっといたほうが悪いんじゃないかなという言い方をすること自体が、反省にならないなと思ってます。議長がそのときはいいよって言ったにしても、やはり人だったら何らかの形で、直接会えんなら手紙を出すなりして謝罪をすべきじゃなかったかな、ここまでほっといてなかったら、こんなことにはならなかったと私は思います。

そういう中で、私が聞いたときに、行本議員が、私の言葉はいつも荒いですから、皆さん方に言うのもという、改めて自分で正直に言っております。その恐怖心があったかなかったということはわからんけど、結果的にはそういうなんだ、そうなんだろうという感じの言い方をされておりますけど。中でも私はちょっと思ったのが、行本議員の発言の中に、今回は障害者のことで、ケースが非常に悪過ぎたというだけの話だと、障害者のケースだから非常に悪過ぎたというだけの話というふうに本人がしゃべってること自体が、やはり反省の色がないと。たまたま障害者に言ったからこうなったんじゃないかと、いつもは自分は荒くしゃべってるから、

そうは捉えなかったけど、たまたま障害者に対して言ったからそうなんじゃというふうに言っていること自体が、全く本末転倒じゃなあと、私は思います。

先ほど話にもありましたけど、議員としても委員会とか議会とか、やはりそれが一番に考えていけなくちゃいけないのが我々の責務であるのに、私の判断で出席するかしないかは決めますと、ただ文書的に事前に出るのもあれば、例えば忘れとって出てこれなかったこともあったかもしれませんと、忘れとって出てこれなかったということもあったというふうにも本人は言っておりますけど。いずれにせよ、議員としてしなくてはいけないことをないがしろにしてるんじゃないかなあと。そういった態度が市民に対してもそういった、障害者、立場の弱い人に対してそうやって言ったんだろうなあとと思います。私は、悔やむのは、女性の職員の方に言ったんだとしきりに言ってたけど、でもその横にきちっと並んでたと、自分はトイレへ行く、用を足すのに、どうぞどうぞ言われて入って、用を足して出てきて、何の不便か何かストレスがありましたか言うたら、ないって、ないのにそういつてしゃべったということ自体が正直あり得ないと。障害者の基本法を見たとしても、一番に率先して議員や職員が障害者が本当に働きやすい環境をつくってあげるとか、またスキルを上げていける環境をつくってあげなくてはならない立場であるにもかかわらず、こういったことをしたということ自体がやはりあり得ないんじゃないかなあと。そういった意味で、私は、ただ反省してくださいと求めるだけじゃあ弱過ぎると、議員辞職勧告を要求すべきだと、私は思います。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。皆さんから措置についての御意見をいただきました。福木委員については、慎重な検討は必要だという御意見だったと思うんですけども、ほとんどの委員の皆さんは、もう辞職勧告を出しても全然おかしくないという御意見です。

そうした中で、最終的には委員会報告ということで、かなり厳しく中身を書かないと、やっぱり辞職勧告決議を出すということに、ほかの議員、全議員が賛成するとは思えないんですけど、厳しい報告内容にせざるを得ないということになると思います。おおむねそっちについては、もう今委員の皆さんから御発言があったような形で委員会としては取りまとめたと思いますが、福木委員、よろしいですか。

○委員（福木京子君） いいですか。

○委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 委員長としてまとめて、最後には辞職勧告決議に値するというふうな文章が来るわけですね。

○委員長（佐藤 武君） いや、もう決議をするのであれば、値するんじゃなくて……。

○委員（福木京子君） どういうふうを書くのか。

○委員長（佐藤 武君） そうですね、辞職を求めるという形にならざるを得ないですね、勧告決議を出すのであれば。辞職に値するというのであれば、もう決議案は出さないということになると。

- 副委員長（松田 勲君） 違う。値するで終わっとして、それで、決議を別に出せばいい。
- 委員長（佐藤 武君） ええんかな、それで、値する。
- 副委員長（松田 勲君） そうです。委員会としたら、議員辞職に値するというふうに出して、それとは別にまた有志で勧告を出せばいいですが、と思います。委員会で審査した内容と結論は、みんなの意見はこうですよと、意見はとりあえず報告という形で出す。
- 委員長（佐藤 武君） 佐々木議員のときはどうでしたかね。値する……。
- 委員（福木京子君） もう値するという結果でまとめました。
- 委員長（佐藤 武君） 値するで辞職を……。
- 委員（福木京子君） それを全議員に投げて、本会議で、新たに有志の分が……。
- 副委員長（松田 勲君） 決議案として。
- 委員（福木京子君） ちゃんとした決議案を出した。
- 委員長（佐藤 武君） 委員会として、倫理審査会として出した。同じ定例でしたっけ。
- 副委員長（松田 勲君） 同じだと思う。
- 委員（福木京子君） そうですね、同じ。
- 委員長（佐藤 武君） 定例でしたっけ。
- 委員（福木京子君） すぐ出したと思う。
- 副委員長（松田 勲君） 定例でも。
- 委員長（佐藤 武君） すぐ出しましたかね。
- 副委員長（松田 勲君） 12月議会で出した。
- 委員長（佐藤 武君） それなら値するでもそりゃあ、私はちょっと勘違いしとったが。
- 副委員長（松田 勲君） 値するのほうがいいと。
- 委員長（佐藤 武君） 値するか。
- 委員（福木京子君） はい、いいですか。
- 委員長（佐藤 武君） 福木委員。
- 委員（福木京子君） こういうふうな文章になったら、もう賛成をいたします。
- 委員長（佐藤 武君） ああ、もちろん。はい。
- 委員（福木京子君） それで、後はそれをこう皆、後今度は辞職勧告決議というのを有志で出しますよね。
- 委員長（佐藤 武君） うん、そうですね。
- 委員（福木京子君） そのときにどうするかというのは、今の時点ではちょっと私も。
- 委員長（佐藤 武君） うん、もちろん。
- 副委員長（松田 勲君） いいですか。
- 委員長（佐藤 武君） 松田委員。
- 副委員長（松田 勲君） 所長さんが求められてる、安心して今までどおりできる環境をと

言われてたんで、やはりそういった環境もつくっていくことを、委員率先してお願いするとうか、何かそういった文面が要るんじゃないかなと。

○委員長（佐藤 武君） ですね、委員会として。

○副委員長（松田 勲君） 協力してもらおうと、そういっただけじゃなくってね、やっぱり障害者とかそういった弱い立場の方が、本当に赤磐市内でしっかりそういった就労の場は確保できるような環境づくりに、議員が率先してやっていくことを求めると、何かそんな感じのことが必要なんじゃないかな、それが一番だと。その上で、議員辞職に値するというのを入れたほうが、行本議員としては誠意な反省を求めるが、そういったことを入れたほうがいいんじゃないかなあと。一番は、やっぱり所長が言われる、やはり9年間やってきたそういったことを含めて、そういった環境づくりをしっかり議員が率先してやることを求めるという感じが出されたほうがいいんじゃないかなあと。

○委員長（佐藤 武君） そのあたりも委員会報告にまとめていきたいと思います。

ほかにこれだけは絶対入れといてというようなあれがありますか、すぐには思いつかんと思いますけれども。案をつくって、またそのときにお示しをして、そのときにまた御意見があれば報告の中に入れれば入れたいと思います。

そういう形でよろしいでしょうか。

○委員（光成良充君） 1つ。

○委員長（佐藤 武君） 光成委員。

○委員（光成良充君） 福祉作業所の所長が言われた、最後の、これもらってるじゃないですか、概要の最後に書かれてる中に、3階の清掃をもとに戻すとしたら対応は可能なんですかって言われたときに、いつでも可能であると向こうは言われてるんですが、現在それを戻さないのは何か問題があるのかなと。

○委員長（佐藤 武君） 私の思いですよ、それは、一応こういう問題が発生して、3階で本会議とか委員会があるときには、事前に事務局から連絡を入れますというルールといいますか、そういうものがいまだに続いているということの中で、事務局から前回、前々回でしたか、議長のほうからすぐにもとに戻すように通知を出しましょうかという話がいきなり出てきたんですけれど、そういうもとに戻す形で清掃をやってくださいと言えば、すぐにもとに戻るんだろうと思いますけど、局長、いかがですか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 確かにそうなんですけれども、いまだにちょっとその辺のルールづくりといいますか、管財課とその辺の話がまだできていないのが事実です。たしかこの間のお話でも、議員さん皆さん一人一人が、本当にこのことを重く受けとめられて、御協力いただけるっていうのが確認できるまでは、ちょっと待ちませんかということでお願いしたと思います。ですから、この結論が出てから、改めて管財課、それから施設のほうとお話をさせていただいて、改めて、じゃあ例えば10月からお願いしますとか、11月からお願いしますという

仕切り直しをしたいなというのが、事務局としても、それから管財課としても考え方なんです。
以上です。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

松田委員。

○副委員長（松田 勲君） 私も、やっぱり一応この結論が出て、本会議で最終的に諮られて、そしたらそこでみんな認知されると思うんで、さっき言うたようにもとのように安心して暮らせる環境を求めてみんなが賛同していただければ、それで1つ理解を皆さんがしてくださったかなあと、こういったことがもう起こらないということになって初めて、そういった調整をしていただければいいんじゃないかなと。これ今、正直言って、委員会とか議会とかがもうしょっちゅうある中で、昼からあることも結構多いんで、そういう中で調整して議会だけのために調整を変えるっていうのは、本来おかしい話だと思うんです。だから、そうならないようにしていただくためにも、まずみんなの前できちっと報告をして、それで、みんなが了解した上で、賛成、反対をした上で、その上で再開されたほうが、私は、所長が言われる安心してできる環境になるんじゃないかなあと、近づくんじゃないか、100%は言えないけど、と思います。

○委員（光成良充君） いいですか。

○委員長（佐藤 武君） 光成委員。

○委員（光成良充君） おっしゃるとおりだと思うんです。福祉作業所の方も9年間ここを作業されてきて、ある程度形っていうかノウハウっていうのを持ってられるので、それを今変えてやられてるっていうのは、多分ある程度の負担があつての、今、作業だと思うんです。一番最後に、何とかもとの状態に気持ちよく戻っていけるように、安心して仕事ができるっていう環境をつくってもらいたいっていう、特に名前も出して行本議員にはこういうことがないようをお願いしたいまで言われてるので、その辺も報告書に入れていただいて、行本議員を入れる入れないは別として、議員全員がそういう認識を持って、こういうふうに作業をしてくださってる方たちが安心して作業ができるような形っていうのを、議員全員で共有をしてわかってもらえるような文言を報告書に入れてもらえれば、議員全員がわかるのではないかなと思うんで、その辺をお願いしたいと思います。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

実際に報告の文章を確認しないとなかなかわかりにくいと思いますので、そういうあたりも含めて報告書をまとめたいと思います。

それで、報告書をまとめるんですけども、ちょっと予定を、これから今後の流れということで確認をしたいと思いますけれども、事務局のほうにも大変御負担をかけるんですけども、とりあえず今後8月末、31日ぐらいを目標に、委員会報告を取りまとめたいということで、31日ぐらいに配付を、初日ですね、本会議一般質問の日ですけども、取りまとめ案をお配りしたいなというふうに思います。それで、当然すぐに読むというのも大変だと思いますので、9

月4日金曜日、本会議の4日目になりますけれども、本会議終了後にその報告のまとめ案についてそれぞれの委員の皆さんの御意見をお聞かせいただきたいなと思います。ですから、一般質問もあるし大変だと思いますが、委員会報告のほうも十分に読んでいただいて、御意見をいただければと思います。それで、4日に意見をまとめまして、修正すべきところは修正するというこの中で、委員会報告がこのまま、まあ修正部分とかも含めて修正をさせていただいて、それでこの報告については、やはり施設のほうへの——一番最初に特別委員会を設置して調査をしたいというふうに申し上げたんで——事前に報告書の案を所長のほうへ、こういう形で取りまとめましたということでお示しをしたいなと。一方的に議会が調査して、報告案をまとめて、施設のほうに報告もせずにとというのは大変失礼なんでお見せをして、それで金曜日ぐらい、1週間、月曜日に、月曜日になるか火曜日になるかわかりませんが、持って行って、金曜日ぐらいに施設のほうで回収ということで、意見があればお聞きをして、言われることを全て聞き入れることは無理とは思いますが、一応こういうスタイルでいかせていただきますということで回収をして、最終的な報告案を18日、9月18日金曜日、金曜日の10時半、これ一番最初ぐらいに17日か18日ぐらいにというふうにお願ひしとったと思いますけれど、18日の10時半に報告書の最終案について打ち合わせを、打ち合わせというか委員会を行いたいと思います。

○委員（光成良充君） 18日か。

○委員長（佐藤 武君） 18日金曜日。

○委員（光成良充君） 松田委員、監査入ってます。

○副委員長（松田 勲君） 例月じゃけ、1時間ぐらいで終わると思う。

○委員（福木京子君） ああ、それで10時半にした。

○委員長（佐藤 武君） はい。

それで、9月18日に、最終的な打ち合わせということで、この時点で辞職勧告決議についても再確認をできればいいなというふうに思います。それで、もう最終的には29日が最終日ですけども、その前に議長への事前の報告とかもしないといけないのかなと思っております。いろんな本会議を初め予算委員会であるとか、常任委員会であるとか、いろいろお忙しいとは思いますが、そういう日程でいかせていただければと思っておりますが。

よろしいでしょうか。

○委員（光成良充君） はい、1個。

○委員長（佐藤 武君） 光成委員。

○委員（光成良充君） 9月4日の本会議の終了後ですが、広報が入ると思う。

○委員長（佐藤 武君） ああ、ごめんなさい。9月4日、広報ね。はい。

○委員（光成良充君） 日程の打ち合わせと原稿割付の報告だけなんで、20分もかからずに終わると思うんですが、先にそれをさせてもらってもいいか。

○委員長（佐藤 武君） はい、済いません、申しわけない。広報委員会を先にしていただい

て、その後に打ち合わせをしたいと思います。これ委員会でいいのかな。打ち合わせね。4日については打合会ということで、委員会ではないということにしておきます。じゃあ、そういうことで。それなら、18日は委員会ではなくて、打合会でもいいんじゃないか、わざわざ来てもらわなくても。きょうみたいなやつよ。でも、正式に記録として残すのであれば、皆さんの意見も。

○副委員長（松田 勲君） でも、委員会だったら公表せにゃいけんようになるし。公開せにゃあ、打ち合わせのほうが。

○委員長（佐藤 武君） 打ち合わせのほうがいいですか。どっちがいいか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 中を詰めるんやったら打ち合わせのほうがよろしいかもしれないですね。

○委員長（佐藤 武君） 打ち合わせのほうがええか、はい。それなら、18日は打ち合わせということで、委員会ではなしにします。

○委員（永徳省二君） 4日も18日も両方とも打ち合わせか。

○委員長（佐藤 武君） 9月4日も打ち合わせ、はい、4日、18日は打ち合わせでお願いします。それで、最終的には23日が最終の委員会です。

○委員（福木京子君） これが委員会か。

○委員長（佐藤 武君） 委員会。

○議会事務局長（元宗昭二君） これで最終決定をお願いしたいと思います。

○委員長（佐藤 武君） はい、最終決定。

○委員（福木京子君） 予算審査特別委員会があつて、その終了後じゃな。

○委員長（佐藤 武君） そうです。

よろしゅうございますか。最終決定をした23日の後に、議長のほうへ提出ということじゃね。それやっぱり議長にしとかにゃいけんのもじゃろ、議長、副議長、最終の取りまとめ案。

○議会事務局主査（細川伸也君） 報告書ですか、報告書の取りまとめ案。

○委員長（佐藤 武君） そうそう、最終報告書。

休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時52分 再開

○委員長（佐藤 武君） それじゃあ委員会を再開します。

そういうことで、本会議の最終日の29日に向けて、今まで申し上げた形で取りまとめていきたいというふうに思っておりますので、改めてよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに漏れた事項とかが何かありますか。

委員の皆さんも特にはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それでは、次回の委員会は、次は何になるか、委員会は23日ですね、23日午前10時ということですね。

○議会事務局主査（細川伸也君） 予算委員会終了後です。

○委員長（佐藤 武君） ああ、もちろんもちろん、予算委員会終了後です。ああ、10時じゃないんだ。その間の打ち合わせもありますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

ということで、以上で第5回のハラスメント調査特別委員会を閉会いたします。暑い中、大変ありがとうございました。御苦労さまでした。

午前10時54分 閉会